

競争参加資格に関する内規(抄)

平成21年3月27日

独立行政法人日本貿易振興機構内規第135号

最新改正 令和4年4月1日

第2章 資格審査

(競争に参加できる者)

第3条 競争に参加できる者は、全省庁統一資格を有する者（以下「競争参加資格者」という。）とする。ただし、契約に関する内規第13条第二号に定める場合は、この限りでない。

附 則

この内規は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年3月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前を有効期間とする資格の申請に関する事務については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。